

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年 11 月 11 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200199号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200059号

第1 結論

請求者のA社における平成30年2月15日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成30年2月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年2月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年2月15日

請求期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成30年分賃金台帳、賞与支払明細書及び事業所の預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間に20万円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年2月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年8月26日(受付)に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の平成30年2月15日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200147号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200058号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年10月21日から平成2年1月1日まで

A社に平成元年10月21日に正社員として就職したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成2年1月1日となっているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成元年10月21日にA社に入社した旨主張しているところ、同社は、請求者が主張する同日に正社員として採用した旨回答しており、同社が提出した人事記録及び社内報「A全社員名鑑」において同日に入社したことが確認できることから、請求者は請求期間において正社員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、雇用保険の資格取得年月日は厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の平成2年1月1日であり、A社は、請求期間当時の給与関係の資料がなく、当時の担当者は既に退職しているため、請求期間に係る給与額及び厚生年金保険料の給与からの控除を含めた社会保険の加入の取扱いについては不明である旨回答及び陳述している。

また、請求者が自身の給与振込先であったとするB銀行C支店は、請求期間当時の預金取引明細表は保管していない旨回答及び陳述している上、D市も請求期間当時の社会保険料を確認できる課税証明等の資料は、保存期間経過のため保管していない旨陳述している。

さらに、請求者は、請求期間の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料はない旨陳述しており、ほかに、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。